

多面的機能発揮促進事業に関する計画変更の概要

令和6年1月11日

竜王町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第8条第4において準用する同法第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を変更認定したので、第8条第4において準用する第7条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				竜王町山之上（西出）集落地先	無	令和元年度～令和5年度	西出みどり会
○				竜王町林集落地先	無	令和元年度～令和5年度	林の環境を守る会
○				竜王町綾戸集落地先	無	令和元年度～令和5年度	綾の里環境を守る会
○				竜王町須恵集落地先	無	令和元年度～令和5年度	須恵ふるさとの会
○				竜王町薬師集落地先	無	令和元年度～令和5年度	薬師の里活動組織
○				竜王町山中集落地先	無	令和元年度～令和5年度	山中環境保全部
○				竜王町七里集落地先	無	令和元年度～令和5年度	七里環境保全協議会
○				竜王町信濃集落地先	無	令和元年度～令和5年度	信濃ふるさとを守る会